

吹田市総合計画策定委員会作業部会設置基準

制 定 平成14年7月2日

最近改正 平成23年7月6日

(設置)

第1条 本市の総合計画の策定に関し、吹田市総合計画策定委員会設置要領第6条の規定に基づき、吹田市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）に吹田市総合計画策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(作業部会の構成)

第2条 策定委員会は、総合計画の素案の策定に必要な数の作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、策定委員会委員長が指名する別表に掲げる者及び委員長が選任する公募による39歳以下の職員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第3条 各作業部会に部会長及び副部会長を置き、策定委員会委員長が指名する職員をもって充てる。

2 部会長は、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 作業部会の会議は、部会長が招集する。

2 第1部会長は、部会間の連絡調整が必要であるときは、部会長を招集することができる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、会議に作業部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 会員が会議に出席できない場合は、部会長の承認を得て代理者の出席をさせるものとする。

(庶務)

第5条 作業部会の庶務は、政策推進部政策推進室において処理する。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議して定める。

附 則

この基準は、平成14年7月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年7月6日から施行する。

別 表

第1作業部会		第2作業部会	
部会長	政策推進室長	部会長	市民協働推進室長
副部会長	財政室長	副部会長	産業にぎわい創造室長
委 員	政策企画室長	委 員	市長室長
委 員	自治法務室長	委 員	情報政策室長
委 員	人事室長	委 員	市民自治推進室長
委 員	行財政改革推進室長	委 員	人権平和室長
委 員	管財室長	委 員	男女共同参画室長
委 員	契約検査室長	委 員	市民生活室長
委 員	税務室長	委 員	労働政策室長
委 員	会計室長		

第3作業部会		第4作業部会	
部会長	高齢者くらし支援室長	部会長	教育政策室長
副部会長	子育て支援室長	副部会長	生涯学習推進室長
委 員	こども政策室長	委 員	文化のまちづくり室長
委 員	こども支援交流センター長	委 員	教育総務室長
委 員	地域福祉室長	委 員	学校教育室長
委 員	障がい者くらし支援室長	委 員	教育センター所長
委 員	国保高齢者医療室長	委 員	青少年室長
委 員	健康づくり推進室長	委 員	子育て青少年拠点夢つながり未来館副館長
委 員	病院総務室長	委 員	こどもプラザ推進室長
委 員	医療事務室長	委 員	体育総務室長
		委 員	体育振興室長

第5作業部会			
部会長	都市整備室長	委 員	道路管理室長
副部会長	地球環境室長	委 員	緑化公園室長
委 員	安心安全室長	委 員	水循環室長
委 員	地域環境室長	委 員	水再生室長
委 員	資源循環室長	委 員	総務予防室長
委 員	廃棄物処理施設整備室長	委 員	警防指令室長
委 員	開発調整室長	委 員	経営室長
委 員	建築住宅室長	委 員	工務室長
委 員	東部拠点整備室長	委 員	浄水室長
委 員	千里再生室長		
委 員	道路安全室長		